

令和5年4月から 全年齢でヘルメットの着用が努力義務化され、

令和8年4月1日から 16歳以上は自転車の
交通反則通行制度 **青色切符** が導入されます

自転車の危険な運転に 厳しく対処します

箕面市自転車安全利用条例を施行しています

あなたの危険な運転が**死亡事故**につながるかもしれません!

ヘッドホン・イヤホンで 音楽を聴きながらの運転

周りの音が聞こえないため、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。



携帯電話・スマホを 使いながらの運転

視野が極端に狭くなり、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。



傘をさしながら の運転

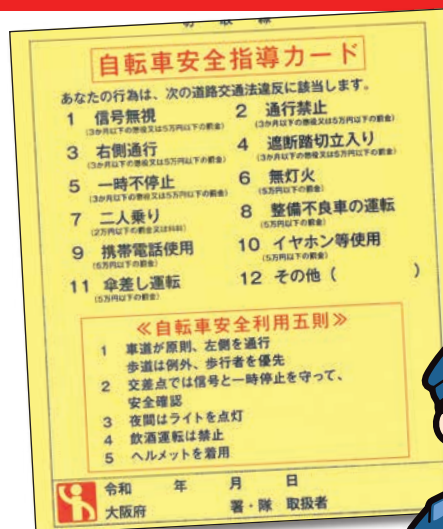
片手運転のため、ハンドル操作を誤ったり、ブレーキの効きが悪くなり停止するまでの距離が延びる。



標識を無視 した運転

「止まれ」などの標識を無視し走行すると、歩行者や車両に気づかず事故に遭う危険性が高まる。

自転車事故を絶対に起こさないよう、危険な運転には厳しく対応します!

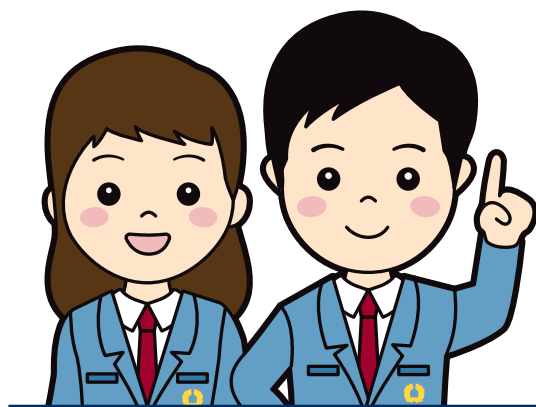


▲自転車安全指導カード

危険な運転をしている自転車利用者には 指導・警告をします

警察が、信号無視や携帯電話を使いながらの運転など、危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導・警告を行い、自転車安全指導カードを発行します。





箕面市 自転車安全利用条例 を施行しています

⚡ 自転車の危険な運転は 大事故につながります!

市では、自転車による危険な運転と事故を防止し、さらに自転車を安全に乗っていただくため、「箕面市自転車安全利用条例」を施行しています。「自転車事故ゼロ」の安全・安心なまち箕面の実現に、みなさんのご協力をお願いします。

実は

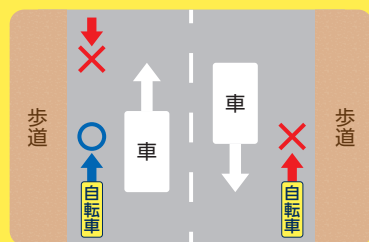
自転車を歩行者の仲間だと思いませんか!?

自転車は車やバイクの仲間です!

自転車は、走行できる場所が決められています!

「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、**原則として歩道を走行できません。**
歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



ゆっくり

ただし、次の場合は自転車も歩道を走行できます

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道 →
- 「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が自転車を運転するとき

歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



自転車通行帯がある場合は
そこを走行してください!

大阪府条例では、
加入が義務化されています!

**自転車保険
入っていますよね!?**

**自転車事故でも、高額な賠償金の支払いを
命じられることがあります**

自転車事故でも、乗っている人が加害責任を問われ、高額な賠償金の支払いを命じられることもあります。子どもが事故を起こした場合も保護者に賠償責任が課せられます。

箕面市でも、
**重大・死亡事故が
発生しています**

箕面市内における自転車死亡事故

平成22年には、箕面市で中学2年生の生徒が自転車走行中、信号の無い交差点で自動車と衝突し亡くなりました。

ご家族からのメッセージ「どうか、命を自分で守ってください」